

災害時等における食糧等物資の供給協力に関する協定書

志布志市長（以下「甲」という。）と株式会社 エーコープ鹿児島 代表取締役社長（以下「乙」という。）とは、志布志市域内において、地震、津波、風水害等による災害時、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における食糧等物資の供給に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に甲と乙が相互に協力して食糧等の物資の安定供給を行うことにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において食糧等の物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する当該物資の供給について協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給及び運搬に対する協力を行うよう積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、食糧品、日用品等とし、乙が保有する物資とする。

（要請手続等）

第5条 第2条の要請は、災害時等における食糧等物資の供給協力要請書（別紙様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の運搬）

第6条 乙は、第2条の要請に対し、乙の供給できる範囲内で、乙の店舗において甲に引き渡すものとする。ただし、乙による輸送が可能なときは、乙は甲の指定する場所へ物資を運搬するものとする。

（費用負担）

第7条 乙の物資の供給及び運搬の前（緊急を要する場合にあっては、物資の供給及び運搬終了後）に、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（請求及び支払）

第8条 乙は、物資の引渡し又は納入が完了したときは、前条の価格による物資の代金について、明細書等を作成し、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の



